EUにおけるR & TTE指令に関する展開について

MRA February 2013
Japan

Presented by: Jan Coenraads
Secretary of R&TTECA and EUANB
jan.coenraads@brynyago.com

Abbreviations used in the presentation
プレゼンテーションでの略語

CAB = 適合性評価機関
DoC = EU適合宣言
EMCD = EMC 指令 （電磁両立性指令）
EEA = 欧州経済地域
EO = 事業者
ERO = ヨーロッパ無線通信局
EU = ヨーロッパ連合
GPSD = 一般商品安全指令
HS = 整合規格
LVD = 低電圧指令
MRA = 相互認証協定
MS = EU加盟国
NA = 新しい取り組み方
NB = 認証機関
MSA = 市場場監視機関
RE = 無線装置
RED = 無線装置による指令
R&TTED = R&TTE指令（無線機器及び通信端末機器に関する指令）

新R&TTE指令の承認プロセスの時期

提案:

DG for Enterprise and Industry

EUの大臣の議会における議論

EU議会における議論

2013、2014年の政治的措置

開始時期
Q1/2/3 2014??

交渉は現在欧州議会もしくはEU理事会にて進行中

加盟国は　EU理事会を利用し、変更を提案する可能性がある。

<u>一般民衆および業界団体等</u>は議会でロビー活動を行い、国家の権威（大臣）に影響を与えようとする可能性がある。

現在のR＆TTE指令は1999年より使用されている。

現在

New draft Radio Equipment Directive

(RED)無線装置による指令

- 変更される主要項目は何か？
- 新型の無線装置の導入による企業、研究機関、認証機関への影響
- その他の重要点

R&TTE指令を(RED)無線装置による指令に変える2つの理由

● “Horizontal”「水平方向指令」
EMC指令、LV指令などの他種の指令と同様に新しい法的枠組との整合性を図る。
● “Vertical”「縦方向指令」
これまでのR&TTE指令の使用経験に基づき指令を最新なものにする。

-コンプライアンスレベルの改善
-法的枠組みにおいて全てのステークホルダーからの信用を向上
- 指令装置の利用の単純化
-事業者と公的機関への必要以上の負荷の削減

概要：水平方向の指令での変化

- 製造業、認証機関、輸入業者、卸業者への新たな責任
- 義務的で 単純なEU適合宣言
- TCFに関する一般要求事項
- 要求次第でのTCFの転換（翻訳）
- 認証機関に関する新規要求事項
- 緊急輸入制限条項と違反事項
- 共通の適合宣言書式

概説：「縦方向指令の変化」＝RED（無線式装置指令）に関する追加的特定条項(1)

- 範囲の変化
- 無線装置の定義
- 必然的要求事項
- ソフトウェア無線に関する条項
- 無線装置に関する登録計画
- ユーザーマニュアルへの情報追加
- 適合宣言の単純化を許可
- 地理情報の追加

概説：「縦方向での変化」＝RED（無線式装置指令）に関する追加的特定条項(2)

- 新しい適合性評価手段
- 認証機関のID番号の追加（Module H/ Annex V 適用の場合）
- 違反事項の追加
- 適合宣言対ソフトウェアに関する情報の追加

削除項目

- 加盟国への告知
- 警告マーク
- 説明書へのCEマーク（製品とパッケージのみ）

範囲の変更
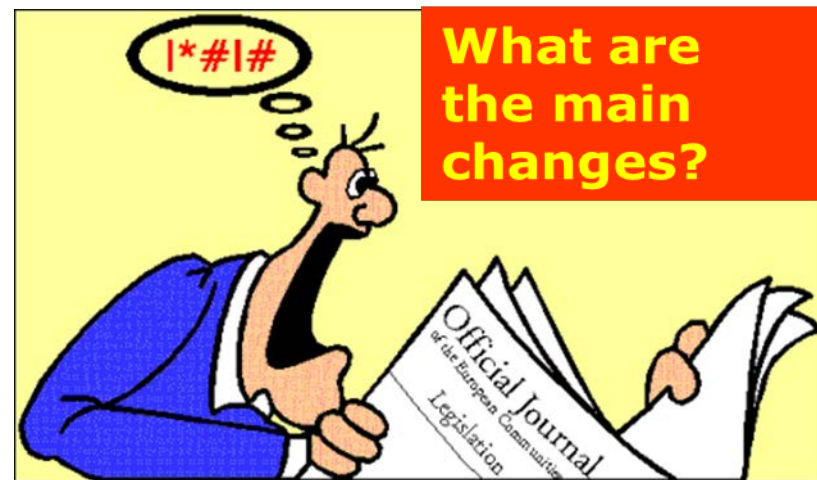
R&TTE → 無線装置

この変化がもたらす影響とは？

影響を理解する為に、新しい(RED)無線装置による指令における定義をご覧ください。

「無線装置」とは無線の目的を果たす為、意図的に電波を放出する装置もしくは、アンテナなどのアクセサリーの備え付けが義務となっている製品のことを意味します。

「電波」とは人工ガイドを用いることなく、宇宙で伝達される周波数にして9kHzから3000GHzまでの電磁波を意味します。

注記:通信に関する言及はありません。

通信装置への影響について

全ての通信端末装置は 影響を受けない。

(EMC指令 2004/108/EC
と 低電圧指令 2006/95/ECが自動的に作動)

該当機器:ファックス

全ての単独型受信器は受けない。

(EMC指令と 低電圧指令 が自動的に作動)

該当機器: GPS 受信機, 放送受信機

影響　その2

高周波を使用する（意図的に無線電波を発信する）機器は電子レンジを除いて影響をうける。

例）CISPR 11/EN 55011が保証する 全てのISM機器（Group 2）

該当機器: 高周波溶接, 高周波接着

この影響については予測が困難な為、変更する場合があります。

無線電子通信端子式指令の範囲から除外項目を考慮し、EMC指令（電磁両立性指令）や低電圧指令の範囲を変更する必要がありますか？

いいえ、これは自動で行われます。なぜなら、縦方向の指令（(RED)無線装置による指令）は横方向の指令範囲（EMC指令）を無効にするからです。

新しい登録計画

欧州委員会は基本要件への適合性が低い無線装置の分類を明示します。

欧州委員会は･･･

- それぞれの登録される無線機器の種類に登録番号を割り当てなければなりません。製造業者はその番号を無線機に貼付なければなりません。

- 登録予定の情報に関して、登録方法や登録番号の製品への貼付けに関する運営上のルールを設定します。

- 製造業者が要求される情報を登録できる集中システムを利用できるようにしなければなりません。

このシステムは必要であれば、(RED)無線装置による指令の操業から4年後に開始予定となります。

（RED）無線装置による指令においては、ルールのみが設定されるが、システム操業には至らない。

ソフトウェア無線

- 目的通り、無線装置の使用を可能にしている無線装置とソフトウェアの製造メーカーはEU加盟意図的な無線装置とソフトウェアの組合せが基本的要求事項を順守していることについての情報をEU加盟国と欧州委員会に伝えなければならない。
- 委員会の規定事項
  - 無線装置の範疇と部類の要求事項への抵触
  - 要求される情報
  - メーカーにコンプライアンス情報を開示させる為の運営上の規則

4つの事業者

メーカー (EU内･EU外)
正式代表者 (EU内)
輸入業者 (EU内)
卸業者 (EU内)

彼らの義務は何か？

全ての事業者に適用される新しい義務

<u>要求に基づき、市場監視機関に下記に関する情報提供を行う。</u>

- ❖無線装置を提供する事業主の身元
- ❖無線装置を受取る事業主の身元

事業主は10年の間、情報を提供を可能にする義務がある。
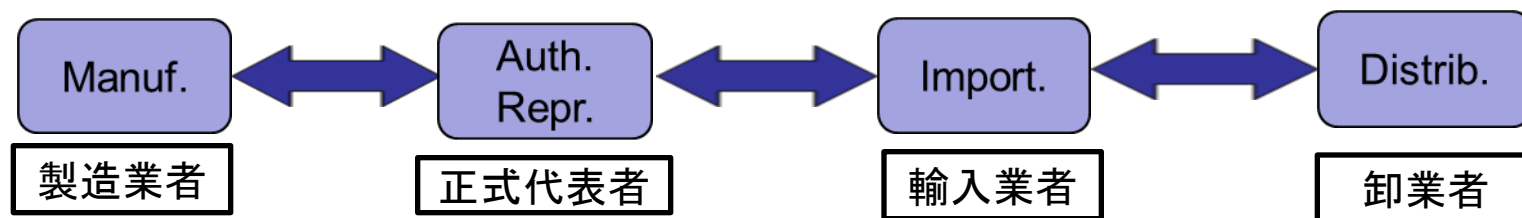
製造業者の主な義務

- EMC指令（電磁両立性指令）に基づき、製品の設計と製造を行う。
- 技術資料の作成と適合性評価の実施。
- シリーズ適合を保証する品質手順を持つ。
- 製品本体とパッケージにCEマークと製品識別ラベル（種類・型・バッチ・シリアルナンバー）、名前もしくは登録商標、連絡先を貼付ける。
- 取扱説明書や安全情報をEU加盟各国の言語で用意する。取扱説明書には使用目的に合わせ無線装置を使用する為に必要な情報を含むものとする。（例、必要に応じて無線装置が使用できる付属品やソフトウェアなどの部品について記述など。）

  無線の使用周波数領域： 無線が使用される周波数領域における伝達される無線周波数の力
- EU適合宣言の策定

- 要求に基づき、市場監視機関に文書を提示、危険因子除去への協力を行う。装置が不適合の場合もしくは、何らかの危険を与える場合、是正の為の必要な行動を取る。
- EU適合宣言と技術資料は10年間保存する。

製造業者の新しい義務

製造業者は市場に並べられる無線機のサンプルテストと調査を行わなければならない。必要であれば、不適合無線に関する苦情および製品のリコールを保管し、それらの監視について卸業者に逐一報告する義務がある。

パッケージ上で得られる情報により、EU加盟国もしくは無線が使用できる地理的場所を特定できるものでなければならない。また、使用者に対し、あるEU加盟国によっては使用権限に関する要求や制限の可能性があることを注意させなければならない。

その様な情報は無線装置に付随する説明書に登記しなければならない。欧州委員会はこの情報の提示方法について取扱う法令実施の採択を行う。